

南箕輪村社会福祉協議会 マイクロバス使用運行基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が使用するマイクロバス（以下「マイクロバス」という。）の運行に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、マイクロバスを使用することができる。

- (1) 社協が実施する事業等に関し必要がある場合
- (2) 南箕輪村内の社協に所属する地区社会福祉協議会が実施する事業に関し必要がある場合
- (3) 南箕輪村内の社協に所属する社会福祉団体が実施する事業に関し必要がある場合
- (4) 南箕輪村内の社協に所属するボランティア団体が実施する事業に関し必要がある場合
- (5) 南箕輪村が実施する事業等又は南箕輪村から要請がある場合
- (6) その他特に会長が必要と認める場合

(運行の範囲)

第3条 マイクロバスは、原則として長野県の区域内において運行するものとする。

2 マイクロバスは、原則として午前8時30分から午後5時30分までの間において運行するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条により使用する者の事業活動上やむを得ない事業があると社協会長が認める場合は、所定の運行時間、区域を越えて使用することができる。

(使用の申請)

第4条 マイクロバスを使用しようとする者は、原則として、使用しようとする日の7日前までに、マイクロバス使用承認申請書（第1号様式）とマイクロバスを運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写しを社協会長へ提出しなければならない。ただし、社協職員が業務として運転する場合はこの限りではない。

2 運転者は、マイクロバスを使用しようとする者が手配しなければならない。

(使用の承認)

第5条 社協会長は、申請があったときは速やかに使用の可否を決定するものとする。

(使用者等の遵守義務)

第6条 マイクロバスの使用を承認された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導すること。
- (2) 運転者とともに運行前及び運行後の車輛の点検を励行すること。
- (3) エンジン、車体及び装備等車両の異常を発見したときは直ちに社協会長に報告すること。
- (4) 車内の清潔の保持及び備品の保全に努めること。
- (5) 使用者は、マイクロバスを他にいかなる理由があっても第三者に転貸してはならない。

(運行の終了)

第7条 使用者は、マイクロバスの運行を終了したときは、次の各号に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 車内及び車外の清掃を行うこと。
- (2) 所定の場所に納車すること。
- (3) その他、社協会長に求められたこと。

(使用者の負担等)

第8条 使用者は、次の各号に定めるところにより費用を負担しなければならない。

- (1) 上伊那郡市外でマイクロバスを運行した場合については、使用した燃料と同量を補給すること。
- (2) 運転者に支払う賃金
- (3) 有料道路通行料及び駐車料金等

(使用の制限)

第9条 社協会長は、次の各号に該当するときは、使用者に対してマイクロバスの使用を制限し、又は管理上必要な措置を命ずることができるものとする。

- (1) 災害その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めるとき。
- (2) 公共の事業のためやむを得ない理由があるとき。
- (3) マイクロバスが故障し、又は故障するおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用者がこの基準を遵守しないとき。

(交通事故等の処理)

第10条 使用者及び運転者は、マイクロバスに係る交通事故等が発生したときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条に規定する措置を講ずるとともに、速やかに社協会長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、運行中に生じた交通事故、災害等により損害賠償等を求められたときは、次の各号に規定するものの他は、使用者の責任において賠償又は負担をしない。

ければならない。

(1) 安全運転を厳守したうえでの事故で、使用者の過失による責任が極めて低いもの。

(2) マイクロバスにかける自動車保険で賠償できる範囲のもの。

(その他)

第 12 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。